

別紙様式

## 再意見書

平成23年2月26日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 様

郵便番号 723-0016

住所 ひろしまけんみはらしみやおきちょうめばんごう  
広島県三原市宮沖5丁目8番15号

氏名 (注1)

みはらてれびほうそうかぶしきがいしゃ  
三原テレビ放送株式会社

だいひょうとりしまりやくかつむらよしひろ  
代表取締役 勝村 善博

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則  
第2条の規定により、平成23年1月25日付で公告された接続約款の変更案に関し、  
別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること

## 別紙

光接続料の議論において、分岐端末回線単位での接続料設定を複数の事業者が要望しているが、もしそのような接続料が是とされた場合、リスクが軽減された巨大資本の事業者による料金競争が激化し、我々地域のCATV事業者には多大な影響を及ぼすことが容易に想像できる。

これまで我々地域のCATV事業者は、NTTや電力系事業者が光を展開しないエリアにおいても、市民の強い要望に応えるべく情報化を推進していくために、設備投資・設備維持管理・顧客管理・運用保守などの様々なリスクを背負いながら、自治体や地域の皆様に支えられ、低料金のサービス提供に向け懸命に頑張ってきた。

分岐端末回線単位の接続料設定は、そうした積年の努力を水泡に帰すだけでなく、リスクを負って真面目に取り組んでいる自治体・事業者を否定し、投資インセンティブを削ぐ結果を呼ぶこととなり、そのことがむしろ、我が国情報化が遅れてしまうことになりかねないため反対する。

本来、光の道実現を目指すのであれば、対象施設をFTTHのみに限定するのではなくFTTCなども広義の光の道ととらえ、施設の形態や料金のみの議論とせず、ブロードバンドサービス利用率を上げることこそが肝要であるはずであり、そのためには、どのようなアプリが必要かなど、ソフト面からその利活用方法を積極的にまた可及的速やかに議論することの方が重要と考える。

以上